

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の変更に係る新旧対照表

○計画書110ページ

2 施設・居住系サービスの整備方針

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）【整備方針】

変更前	入所の必要性の高い申込者数は現在の空床数に収まるほか、今後の要介護認定者の増加を考慮しても、現在の定員の範囲内であることから、本計画においては現状を維持することとします。
変更後	入所の必要性の高い申込者数は現在の空床数に収まるほか、今後の要介護認定者の増加を考慮しても、現在の定員の範囲内であることから、本計画においては現状を維持することとします。 <u>なお、上記の定員を維持するため、老朽化した既存施設の長寿命化を図る大規模修繕に対する支援を検討します。</u>